

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

外部模試に関する高教課長指示を無視し教員の休日出勤を継続

まだ残る模試の週休日実施

本年1月17日の最高裁決定により、週休日の外部模試監督業務の公務遂行性を否定してきた教育行政当局・公務災害補償当局の判断の違法性が確定したことをうけて、茨城県教育委員会は「兼職兼業許可」による外部模試の週休日実施方針を断念し、今年度から授業日に実施するよう各学校に指示した。

これにより、各学校で急遽年間計画の組み替えがおこなわれ、平日実施や業者による実施への切り替えがすすんでいる。しかし、学校によっては指示に反して週休日に実施している例もまだあり、2014年度に向けての是正が必要となっている。

ところが、平日実施や、業者による実施に横槍をいれようとする動きが起きている。

「教頭会」での論議

最近になって「県南地区教頭・副校長会」が、「〔茨城県教育委員会の指示を〕実際に運用してみたの問題点」を出し合うと称して、おかしな論議を始めた。

「平日の実施では、本来の学力判定等の効果が薄い。」
「すべての学校が平日におこなっているわけではないことへの不公平感が根強い。」

「受験科目の授業の進度に大きな影響がある。」

平日では「効果」が薄いと、「不公平」とか、意味不明な言葉がならぶ。「授業への支障」をいうなら、不必要に模試の回数を増やしていないか、もう一度考えてみるべきだろう。一方で、週休日に実施している学校では次のような問題があるという。

「振替休日をとるのが難しいのが現状。」

「監督者の半数は振替が厳しい。」

「勤務時間の割振の変更」をして、休日出勤させておきながら代休を与えないのは違法行為である。「難しい」とか「厳しい」などの無責任な発言は、許されるものではない。

そもそも、高校教育課の指示は、週休日実施について厳密な条件を付していた。

「外部模試については実施期間が定められていることから、学校行事等の都合上、やむを得ず授業日に実施できない場合には、週休日に実施すること」

週休日に実施している事例のほとんどはこの指示に反している。

高校教育課長の口頭指示

3月29日の「県立学校長会議」においては、指導担当課長補佐の指示にさきだって高校教育課

長が、各学校において外部模試の回数を精選するよう求めたほか、県教委としても要望するが、公開会場での模擬試験を実施するよう、各学校から業者に対して要望するよう指示した。

河合塾は、水戸市と土浦市で公開試験を実施するようになったが、ベネッセはあいかわらず拒みつつけている。教員にすべての負担を負わせ、ローコストで多大の利益をあげてきたベネッセの経営姿勢はおおいに問題であるが、各学校のあいまいな対応がそれを許してきた面もある。課長指示をうけて、各学校で実施形態の是正のために努力すべきだろう。

問われる「教頭会」の姿勢

「県南地区教頭・副校長会」が公務として会合をもち、「実際に運用してみたの問題点」と称して高教課長の指示についてあれこれ勝手な感想を述べたり、あげくに指示に反する運用をおしすすめるような動きをしていることは、見過せない。

「県南地区教頭・副校長会」の文書は、「県南地区高校長協会長」の名で送付されている。文書を受け取った各校の校長は当然それらを見ているはずである。このような教頭らの動きについては、当然校長の監督責任も問われることになる。⌘

定期人事異動での希望実現のために高教組に相談を

来年度にむけての人事異動については、11月15日の「県立学校長会議」で定期人事異動方針が校長に伝達され、週明けの18日にも教職員に示される予定となっています。

わたしたちは、住居の変更や家族の都合のほか、健康上の理由、さらに「グループ異動」の対象となるなど、さまざまな事情をかかえており、異動先の学校や通勤時間についての要望、あるいは逆に現在校にとどまりたいなど、それぞれに切実な

希望をもっています。また、常勤講師の場合、来年度への継続希望はきわめてさし迫ったものです。

希望にそった異動を実現する上では、これらの事情や希望について、校長を通じて県教育庁の人事担当者に、きちんと伝えることが、まず重要です。そのためにも、「異動に関する希望調査書」の書き方や、校長への口頭での説明のしかたなどについて、茨城県高等学校教職員組合（執行委員会・分会）にご相談ください。⌘

「集団的自衛権」名目の米国追従軍事行動に「国防軍」参戦めざす

自民党改憲草案がめざす全体主義的・軍国主義的国家秩序

前号にひきつづき、2012年4月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」の戦争関連条項（次頁左下）について検討する。

草案は、日本国憲法第9条第2項の交戦権放棄と戦力不保持規定を削除し、かわりに「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」とすることで、「自衛権の行使には、何らの制約もない」ことになるという。これは、(1) 急迫不正の侵害を受け、(2) 他に適当な手段がなく、(3) 必要最小限度の実力行使にとどまるという、自衛権行使にあたっての慣習国際法上の制約を無視するものであった（以上前号）。

今回は、「集団的自衛権」についてみてゆこう。「集団的自衛権」の根拠とされるのは、国連憲章の条項である。国連 **the United Nations** は、国際の平和と安全の維持・回復を主要な目的とするが、そのためのさまざまな方法のなかでも主要なものが、「安全保障理事会」による「非軍事的措置」（第41条）と「軍事的措置」（第42条）である。

国連憲章第51条の集団的自衛権

憲章第51条は、国際法上確立している従来の「自衛権」を「個別的自衛権 **the right of individual**

self-defense」としたうえで、それとは別個にあらたに「集団的自衛権 **the right of collective self-defense**」という概念を創始した。第51条は当初の憲章原案にはな

国連憲章（1945年6月26日、サンフランシスコ）

第41条 安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用 use of armed force を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断 interruption 並びに外交関係の断絶 severance of diplomatic relations を含むことができる。

第42条 安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分 inadequate であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全 international peace and security の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動 action by air, sea, or land forces をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威 demonstrations、封鎖 blockade その他の行動 operations を含むことができる。

第51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃 armed attack が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利 the inherent right of individual or collective self-defense を害するものではない。この自衛権の行使 the exercise に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任 the authority and responsibility に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

く、設立総会に際して追加された。大国のさまざまな思惑が交錯していたが、アメリカ合州国は「地域的取極」(憲章第8章)が安保理常任理事国の「拒否権」発動により機能しない場合をおそれ、追加を主張した。その際、「武力攻撃 armed attack」を受けた場合に行使できるとする厳格な要件が確認された。

条文は、「集団的自衛権」の発動が許されるのは、(1) 国連加盟国 a Member of the United Nations に対して武力攻撃が発生した場合であって、(2) 安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間に限られ、しかも (3) 直ちに安全保障理事会に報告しなければならないとしたうえで、末尾で安全保障理事会の権限の優越が規定されている。あくまで国連による国際の平和と安全の維持・回復活動の中心は第

41 条などが規定する「集団的安全保障 collective security」であって、決して加盟国が個々の判断でおこなう「集団的自衛権 the right of collective self-defense」の発動によるものではない。

集団的自衛権濫用の歴史

憲章第 51 条の「集団的自衛権」の歴史は、ことごとく自衛名目の武力行使と、侵略目的の濫用の歴史であった。

フランス領インドシナ植民地は、19 世紀以来のフランスの侵略により形成され、第二次大戦中に一時大日本帝国の支配下にはいったが、戦後フランスがふたたび支配回復に乗り出し、ヴェトナム北部の「ヴェトナム民主共和国政府」と南部にフランスがつくった「ヴェトナム国」との戦争が起きた。フランス撤退後、アメリカ合州国が軍事介入したが、参戦の

根拠としたのは、フランスとアメリカの傀儡国家である「南ヴェトナム国」政府からの支援の「要請」であった。アメリカは、北から南への武器供与や武装要員の潜入などに対する措置と称して、北ヴェトナムの非戦闘員に対する大規模かつ徹底的な空爆と地上軍の全面展開をおこなった。この国際法違反行為の口実とされたのが、国連憲章第 51 条の「集団的自衛権」であった。

1979 年の革命後の中米のニカラグアに対し、アメリカは、ニカラグアからの「武力攻撃」を受けたエルサルバドルからの「要請」があったとして、「集団的自衛権」を口実に武力攻撃をおこなった。ニカラグアの提訴を受けた国際司法裁判所 (International Court of Justice [ICJ]) は、ニカラグア領を經由してエルサルバドルの反政府軍に対する武器供与があったとしても、それは慣習国際法上「武力攻撃」とはみなされず、そもそもエルサルバドルからアメリカへの援助「要請」の事実もなかったと判断した。したがってアメリカがニカラグアに対しておこなった港湾の機雷封鎖、空港・石油施設・空軍基地への武力攻撃は、国連憲章第 51 条の「集団的自衛権」の行使には該当せず、憲章第 2 条第 4 項が禁ずる「武力による威嚇または武力の行使」にほかならない、と判決した (大沼保昭『資料で読み解く国際法〔第 2 版〕下』2002 年、東信堂)。

このほか、ソ連のチェコスロヴァキア侵略 (1968 年)・アフガニスタン侵略 (1980 年)、イギリスのイエメン介入 (1964 年) などにおいて「集団的自衛権」が大国による侵略正当化の口実として

援用された (松竹伸幸『集団的自衛権の深層』2013 年、平凡社新書)。

「自衛権」概念の意図的な混同

「個別的自衛権」は、国連憲章以前にすでに確立していた概念であり、従来たんに「自衛権」と呼称されていた。いっぽう「集団的自衛権」は憲章第 51 条によってはじめて定式化された新しい概念である。たんに「自衛権」といえば、「個別的自衛権」のことであって、「自衛権」という包括的な概念のなかに、「個別的自衛権」と「集団的自衛権」というふたつの下位概念があるのではない。

自民党草案は、そうした区別を一切せず、なんらの限定もなしに「自衛権」と曖昧に表記し、「個別的自衛権」と「集団的自衛権」とを区別しない。第二次大戦後の「集団的自衛権」濫用の歴史の延長線上で、アメリカに追随して国際法違反の武力行使をおこなうことを想定している。

さらに、草案の第 9 条の 2 第 3 項にいう「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」には、第 51 条の「集団的自衛 collective self-defense」だけでなく、憲章第 42 条の「集団安全保障 collective security」としての軍事的措置も含まれる。それに自衛隊を改称改組した「国防軍」が参加し、武力行使をおこなうことになる。

それだけではない。草案の「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」は、安保理決議にもとづく「集団安全保障措置」に限定されない。アメリカが国連とは無関係に単独あるいは複数でおこなう武力行使 (戦争) に、日本の「国防軍」

が参戦することも含まれる (最初はアメリカ単独の武力行使であっても、日本が参加すれば「国際的に協調」したことになる!)。

国連憲章第 51 条の「集団的自衛権」については、憲章の全趣旨に矛盾するとの批判もある。いずれにせよ、「集団的自衛権」は、国連憲章上の「権利 right」であり、決して義務 duty and obligation ではない。草案のちほど検討するように、第 12 条で「権利には義務が伴う」と訳の分からぬことを言っている。自民党には権利と義務の弁えもないようなので、憲章第 51 条の「集団的自衛権」を義務づけと誤認している可能性もいちはいには否定できない。草案第 9 条第 2 項は、「集団的自衛権」行使を差し控える選択肢を消滅させ、日本に対米協力戦争を義務づける結果に導くだろう。

(なお、現在、内閣総理大臣安倍晋三らは、従来の憲法解釈を破棄し日本国憲法第 9 条のもとで「集団的自衛権」行使が可能であるとの解釈に転換したいと考えているようである。しかし「集団的自衛権」行使は、草案のような明白な「改憲」= 明文上の転換によってのみ可能となりうるであり、「解釈」の枠内で合理的に実現することは到底不可能である。)

自衛の超越、そして軍法会議

草案が第 9 条に追加しようとするのは、自衛隊の「国防軍」への改称改組、「機密保持」に関する法律制定、「国防軍審判所」の新設、「国防軍」による「国際的」活動、国民に対する領土等の「保全」活動の義務づけ、などである。これらを、以下の条文番号がずれるのを防ぐため、第 9 条の 2、第 9 条の 3 と、「枝番」として割り込

ませる。第 9 条の 2 は、「国防軍」を設置するのであるが、どうして「自衛隊」の名称を捨てるのだろうか? 「個別的」と「集団的」の両方の「自衛権」にあれば、むしろ「自衛隊」の名称を温存した方が一般受けは良いだろう。中身の重大な変更から注意をそらし、批判者のエネルギーを表面上の派手目の論点で無駄に消耗させる狙いもあることながら、案外「自衛権」の範囲などは超越して、国際法無視の完璧な武力行使=戦争に踏み出そうとしているのかも知れない。

第 9 条の 2 第 4 項は、「特定秘密保護法案」を先取りする (「特定秘密保護法案」が改憲草案を先取りしているとも言える)。第 5 項は「国防軍審判所」の設置を定めるが、自民党ウェブサイトの『Q and A』(12 頁)によると、裁判官・検事はもちろん、弁護士まで国防軍の軍人がつとめることになる。軍人の弁護士が何の弁護をしてくれるのか知らないが、完全に「軍法会議」の復活である。

現在国会審議中の「特定秘密保護法案」では、まだ「国防軍審判所」は設置されないで裁判は裁判所でおこなわれるが、被告人の弁護士には当の「秘密」それ自体が開示されないという。「特定秘密」が裁判のなかでも秘密のまま、被告人に刑事罰が加えられることになる。日本ファシズム国家の再来である。未来の「国防軍審判所」の軍人弁護士にも「秘密」が秘密にされるかどうかはわからない。

なお、「国防軍審判所」が下す最高刑は死刑に違いないが、その場合、処刑方法は絞首刑ではなく銃殺になるのだろうか?

(以下次号) ㊟

自民党改憲草案 第 2 章 安全保障

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第 9 条の 2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

第 9 条の 3 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。